

# 費用の配賦 (個別原価計算)

2023年2月24日  
東北電力株式会社

# 1.費用の配賦（個別原価計算）の概要

・ 個別原価計算とは、費目ごとに積み上げた会社全体の原価（総原価）を、その機能や性質に応じて規制部門（特定需要）と自由化部門（非特定需要）に配賦するプロセスであり、経済産業省令（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則）に計算ルールが詳細に規定されている。



## STEP 1 5部門への整理

- ① 電気事業報酬は「一般管理費等」に整理（規則第6条第1項第六号）
- ② 一般管理費等に整理された電気事業報酬は、水力発電、火力発電、原子力発電等各部門の資産割合等に応じて配分（規則第6条第2項）。

## STEP 2 送配電非関連費の整理

- ③ 販売費の整理（規則第6条第4項）  
給電、需要家（調定及び集金）、一般販売にかかる建物の床面積比等による整理
- ④ 購入販売電源項目の整理（規則第6条第6項）  
発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費、火力発電費、新工法等発電費及び原子力発電費に配分

## STEP 3 固定費・可変費への整理

- ⑤ 送配電非関連費（需要家費・一般販売費を除く）を、販売電力量に関わらず必要な固定費及び販売電力量によって変動する可変費に配分することにより整理（規則第8条第1項）

## STEP 4 需要種別への整理

- ⑥ 固定費は、最大電力、尖頭時責任電力、発電電量に基づく配分比率（特定：14.488%，非特定：85.512%）により各需要に整理。可変費は、発電電量に基づく配分比率（特定：13.299%，非特定：86.701%）により整理。需要家費は、口数に基づく配分比率（特定：70.957%，非特定：29.043%）により整理（規則第9条、第10条）。
- ⑦ 一般販売費は、上記⑥により整理された固定費・可変費・需要家費のそれぞれの合計額に占める割合等により整理（規則第12条）。
- ⑧ 保留原価（購入販売電源項目除く）は、上記⑥及び⑦により整理された固定費・可変費・需要家費のそれぞれの合計額に占める割合等により整理（規則第13条、14条）。



	事業報酬計 (億円)			総原価 (億円)	総原価に対する事業報酬の割合
	固定費	可変費	需要家費		
規制部門 (特定需要)	83	6	26	115	3.3%
自由化部門 (非特定需要)	492	42	10	545	3.0%
合計	576	48	36	660	3.1%

※2023～2025年度平均  
 ※総原価には託送費用を含む  
 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

# 2.個別原価計算のフロー(1)

1.総原価の算定  
(算定規則2条～5条)

様式第1・第2

原価算定期間  
(2023～2025年度)

総原価
17,779

	3条 +	4条	-	5条
	営業費	事業報酬		控除収益
	24,386	660		7,267

※単位は億円、2023～2025年度平均。  
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。  
(以降のページも同様)

基礎原価等項目
15,822

保留原価
1,957

他社（購入費・電源料）、非化石購入費、原子力廃止関連仮勘定償却費、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益、電気事業雑収益、預金利息、事業税、電力費振替勘定（貸方）

2.6部門整理  
(6条1項)

	水力	火力	原子力	新エネ等	販売	一般管理費等	計
固有	382	12,449	1,378	93	257	1,263	15,822

STEP1

3.一般管理費等の整理  
(6条2項)

別表第2に掲げる基準

※一部、事業者設定基準を設定

	水力	火力	原子力	新エネ等	販売	一般管理費等	計
一般管理費等	128	427	392	26	290	▲1,263	-

4.第一次整理原価  
〔5部門整理〕  
(6条3項)

様式第3

STEP1

	水力	火力	原子力	新エネ等	販売	一般管理費等	計
固有	382	12,449	1,378	93	257	1,263	15,822
一般管理費等	128	427	392	26	290	▲1,263	-
計	510	12,876	1,770	119	547	-	15,822

5.販売費の整理  
(6条4項)

STEP2

別表第2に掲げる基準

※一部、事業者設定基準を設定

様式第4

給電費	給電設備に係る第一次整理原価
需要家費	調定及び集金に係る第一次整理原価
一般販売費	その他販売費

	給電	需要家	一般販売
	16	215	316

## 2.個別原価計算のフロー(2)

6.第二次整理原価  
(6条6項)  
送配電非関連費  
(7条)

**STEP2**

④

	水力	火力	新工ネ等	原子力	給電	需要家	一般販売※	合計
自社分	510	12,876	119	1,770	16	215	316	15,822
購入販売等※	281	▲544	2,224	▲51	-	-	-	1,910
計	792	12,332	2,343	1,718	16	215	316	17,732
固定費	637	1,343	69	1,587	16	/	-	3,652
可変費	155	10,989	2,273	132	0	/	-	13,549
需要家費	/	/	/	/	/	215	-	215
計	792	12,332	2,343	1,718	16	215	-	17,415

7.固定費・可変費配分  
(8条)

**STEP3**

⑤

指定(一部、事業者設定基準を設定)  
様式第5

※保留原価より(非化石購入費を含む)

※一般販売は保留原価へ

8.需要等の算定  
(9条)

**STEP4**

指定(一部、事業者設定基準を設定)  
様式第6

	固定費配分比 (2:1:1比)	可変費配分比(発受電量比)					需要家費配分比 (口数比)
		水力	火力	新工ネ等	原子力	合計	
特定	14.488%	13.302%	13.300%	13.292%	13.292%	13.299%	70.957%
非特定	85.512%	86.698%	86.700%	86.708%	86.708%	86.701%	29.043%

9.需要種別への配分  
(10条)

**STEP4**

⑥

		水力	火力	新工ネ等	原子力	給電	需要家	合計
固定費	特定	92	195	10	230	2	/	529
	非特定	545	1,149	59	1,357	14	/	3,123
	計	637	1,343	69	1,587	16	/	3,652
可変費	特定	21	1,462	302	18	0	/	1,802
	非特定	134	9,527	1,971	114	0	/	11,747
	計	155	10,989	2,273	132	0	/	13,549
需要家費	特定	/	/	/	/	/	152	152
	非特定	/	/	/	/	/	62	62
	計	/	/	/	/	/	215	215
計		792	12,332	2,343	1,718	16	215	17,415

## 2.個別原価計算のフロー(3)

### 10. 保留原価の配分 (11条～15条) **STEP4** ⑦,⑧

第一次追加項目

第二次追加項目

		固有費 (10条)		追加費							原価合計
		配分額	配分比 (%)	原子力廃止 関連仮勘定 償却費他 (11条)	一般販売費 (12条)	小計	左記までの 原価比 (10条～12条ま での配分比)	電気事業雑収 益・預金利息 (13条)	左記までの 原価比 (10条～13条ま での配分比)	事業税・電力費 振替勘定 (14条)	
固定費	特定	529	(3.04)	▲4	10	534	(3.02)	▲3	(3.02)	6	537
	非特定	3,123	(17.93)	▲26	57	3,153	(17.81)	▲19	(17.81)	33	3,167
可変費	特定	1,802	(10.35)	/	33	1,835	(10.36)	▲11	(10.36)	19	1,843
	非特定	11,747	(67.45)	/	213	11,961	(67.57)	▲71	(67.57)	124	12,013
需要家費	特定	152	(0.88)	/	3	155	(0.88)	▲1	(0.88)	2	156
	非特定	62	(0.36)	/	1	63	(0.36)	▲0	(0.36)	1	64
合計		17,415	(100.00)	▲31	316	17,701	(100.00)	▲105	(100.00)	183	17,779

### 11. 送配電非関連費及び送配電関連費等計算表 (16条) 様式第7

	送配電非関連費									送配電 関連費	合計			
	固定費			可変費			需要家費			託送供給費用 相当額	合計			
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計		計	固有	追加	送配電 関連費
特定	529	7	537	1,802	41	1,843	152	3	156	959	2,483	52	959	3,494

### 12. 料金の決定等 (18条) 様式第8

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	合計	販売電力量 (億kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金収入※
特定	537	1,843	156	959	3,494	89	39.44	3,493

※レートメークの際に、原価と差額が生じたもの

## [個別原価配分結果]

(単位：億円、億kWh、円/kWh)

	送配電非関連費								送配電関連費	
	固定費		可変費		需要家費		計			
	原価	単価	原価	単価	原価	単価	原価	単価	原価	単価
特定需要	537	6.06	1,843	20.81	156	1.76	2,535	28.62	959	10.83
(参考) 非特定需要	3,167	5.29	12,013	20.05	64	0.11	15,244	25.45	2,899	4.84
合計	3,704	5.39	13,856	20.15	220	0.32	17,779	25.86	3,857	5.61

	送配電非関連費・送配電関連費 合計		
	原価	需要	単価
特定需要	3,494	89	39.44
(参考) 非特定需要	18,143	599	30.29
合計	21,636	688	31.47

- 6部門整理で一般管理費等に整理された額を、活動基準原価計算「ABC※」の考え方にに基づき、5部門に配分。
  - 基礎原価等項目のうち、発生の主な原因に応じて配分が可能な額を5部門（水力～販売）に直接整理。（「直課」）
  - 特定の部門に直課が困難な額を活動帰属基準又は配賦基準により5部門に配分。（「帰属」・「配賦」）
 ※「ABC：Activity Based Costing（活動基準原価計算）」とは、費用配分の適正性を高めるため、複数部門に共通に関連する費用を、発生の原因に応じて可能な限り各部門に直接整理したうえで、残りを客観的・合理的な基準等により配分する方法。

### [一般管理費等配分後の5部門整理結果]

（単位：億円）

区分	水力	火力	原子力	新エネ等	販売	合計	
固有	382 (74.9%)	12,449 (96.7%)	1,378 (77.8%)	93 (78.1%)	257 (47.0%)	14,559 (92.0%)	
一般管理費等	直課	52 (10.2%)	158 (1.2%)	259 (14.6%)	5 (4.0%)	2 (0.4%)	476 (3.0%)
	帰属	38 (7.5%)	119 (0.9%)	58 (3.3%)	10 (8.6%)	127 (23.3%)	353 (2.2%)
	配賦	38 (7.5%)	150 (1.2%)	75 (4.3%)	11 (9.2%)	161 (29.4%)	435 (2.7%)
	128 (25.1%)	427 (3.3%)	392 (22.2%)	26 (21.9%)	290 (53.0%)	1,263 (8.0%)	
合計	510 (100.0%)	12,876 (100.0%)	1,770 (100.0%)	119 (100.0%)	547 (100.0%)	15,822 (100.0%)	

95%を  
5部門に  
直接整理

#### 特定小売供給約款料金算定規則 第6条第2項

事業者は、前項の規定により同項第六号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第五号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

#### 特定小売供給約款料金算定規則 別表第2 第1表1

- 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。
- （1）の整理により難しい基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準（代表的な物量若しくは金額の比率をいう。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。）を用いて整理すること。

• 一般管理費等のうち、賃借料（借地借家料以外）、電気事業報酬（特定固定資産）については、費用をより適切に配分する観点から、料金算定規則に定められた基準ではなく、事業者の実情に応じた基準「事業者設定基準」を設定。

料金算定規則			事業者設定基準		
役員給与	帰属	直課された各部門人員数比			
給料手当	帰属	同上			
給料手当振替額 (貸方)	帰属	同上			
退職給与金	帰属	同上			
厚生費	帰属	同上			
雑給	帰属	同上			
消耗品費	帰属	同上			
修繕費	帰属	各部門業務用建物床面積比 (自己所有及び賃借)			
補償費	配賦	直課された各部門補償費比			
賃借料	帰属	各部門業務用建物床面積比 (賃借)			
委託費	配賦	各部門業務用建物床面積比 (自己所有及び賃借)			
損害保険料	配賦	直課された各部門損害保険料比			
普及開発関係費	配賦	各部門原価比又は 直課された各部門普及開発関係費比			

料金算定規則			事業者設定基準		
養成費	帰属	直課された各部門人員数比	/		
研究費	配賦	直課された研究費比			
諸費	配賦	直課された各部門人員数比			
固定資産税	帰属	各部門業務用建物床面積比 (自己所有)			
雑税	配賦	直課された各部門雑税支出額比			
減価償却費	帰属	各部門業務用建物床面積比 (自己所有)			
固定資産除却費	帰属	同上			
建設分担関連費振替額 (貸方)	帰属	直課された各部門設備別帳簿原価比			
附帯事業営業費用分担 関連費振替額 (貸方)	配賦	各部門原価比			
社債発行費	帰属	各部門設備別帳簿原価比			
法人税等	配賦	各部門原価比			
電気事業報酬	配賦	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比	特定固定資産	配賦	各部門業務用建物床面積比 (自己所有及び賃借)

**特定小売供給約款料金算定規則 第6条第5項**

第二項及び前項の規定において、事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第二項及び前項の基準によらないことができる。

- 販売費に整理された第一次整理原価について、「ABC」の考え方に基づき、給電設備に係る費用を「給電費」に、調定及び集金に係る費用を「需要家費」に、その他の販売費用を「一般販売費」に配分。

### [販売費の配分結果]

(単位：億円)

	対象費目	配分基準・比率 (%)			販売費				
			給電費	需要家費	一般販売費	給電費	需要家費	一般販売費	計
直課	委託費・普及開発関係費 等	-	-	-	-	0	56	28	84
帰属・配賦	給料手当・退職給与金・厚生費 等	直課された人員数比	4.337%	32.243%	63.420%	11	81	159	251
	固定資産税・減価償却費 等	業務用建物床面積比 (社有)	0.000%	9.962%	90.038%	-	1	6	7
	賃借料	業務用建物床面積比 (賃借)	2.482%	37.912%	59.606%	1	14	23	38
	修繕費・委託費及び 事業者基準設定費目※	業務用建物床面積比 (社有・賃借)	2.431%	37.344%	60.225%	4	63	101	168
※下表における2費目 (賃借料・電気事業報酬の一部)					合計	16	215	316	547

### [販売費の配分に係る事業者設定基準]

	料金算定規則		事業者設定基準	
賃借料 (借地借家料以外)	帰属	各部門業務用建物床面積比 (賃借)	帰属	各部門業務用建物床面積比 (自己所有及び賃借)
電気事業報酬 (特定固定資産)	配賦	直課された人員数比	配賦	各部門業務用建物床面積比 (自己所有及び賃借)

#### 特定小売供給約款料金算定規則 第6条第4項

販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、給電設備に係る第一次整理原価（以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（以下「需要家費」という。）並びにその他販売費（以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。

- 期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（他社購入電源費、非化石証書購入費及び他社販売電源料）を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に配分することにより整理。

### [購入販売電源項目の配分結果]

(単位：億円)

	水力	火力	新エネ等	原子力	計
他社購入電源費※	248	6,218	2,219	278	8,963
非化石証書購入費	40	0	13	-	53
他社販売電源料※	▲7	▲6,762	▲8	▲329	▲7,107
合計	281	▲544	2,224	▲51	1,910

※ 市場取引など、発電原動力が特定できない項目については、電力需要の変動に対応するための調整電源である「限界電源」の大半が火力電源であることを踏まえ、火力発電費へ配分。

#### 特定小売供給約款料金算定規則 第6条第6項

事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）をいう。）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第三項の規定により水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費及び総原子力発電費に整理しなければならない。

• 販売電力量に関わらず必要な費用は「固定費」、販売電力量によって変動する費用は「可変費」へ整理。

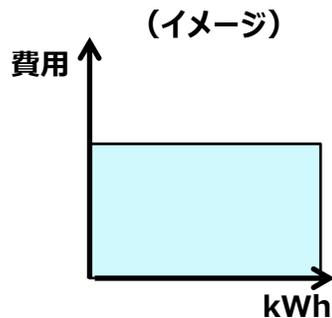
### 【固定費／可変費への配分結果】

(単位：億円)

	水力	火力	新エネ等	原子力	給電	合計	(参考) 需要家費
送配電非関連費	792	12,332	2,343	1,718	16	17,201	215
固定費	637	1,343	69	1,587	16	3,652	
可変費	155	10,989	2,273	132	0	13,549	

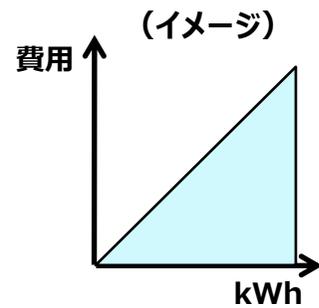
**固定費** 販売電力量に関わらず必要な費用

**可変費** 販売電力量によって変動する費用



**【費目の具体例】**

- 人件費
- 修繕費
- 購入電力料のうち基本料金
- 消耗品費のうち50%\*



**【費目の具体例】**

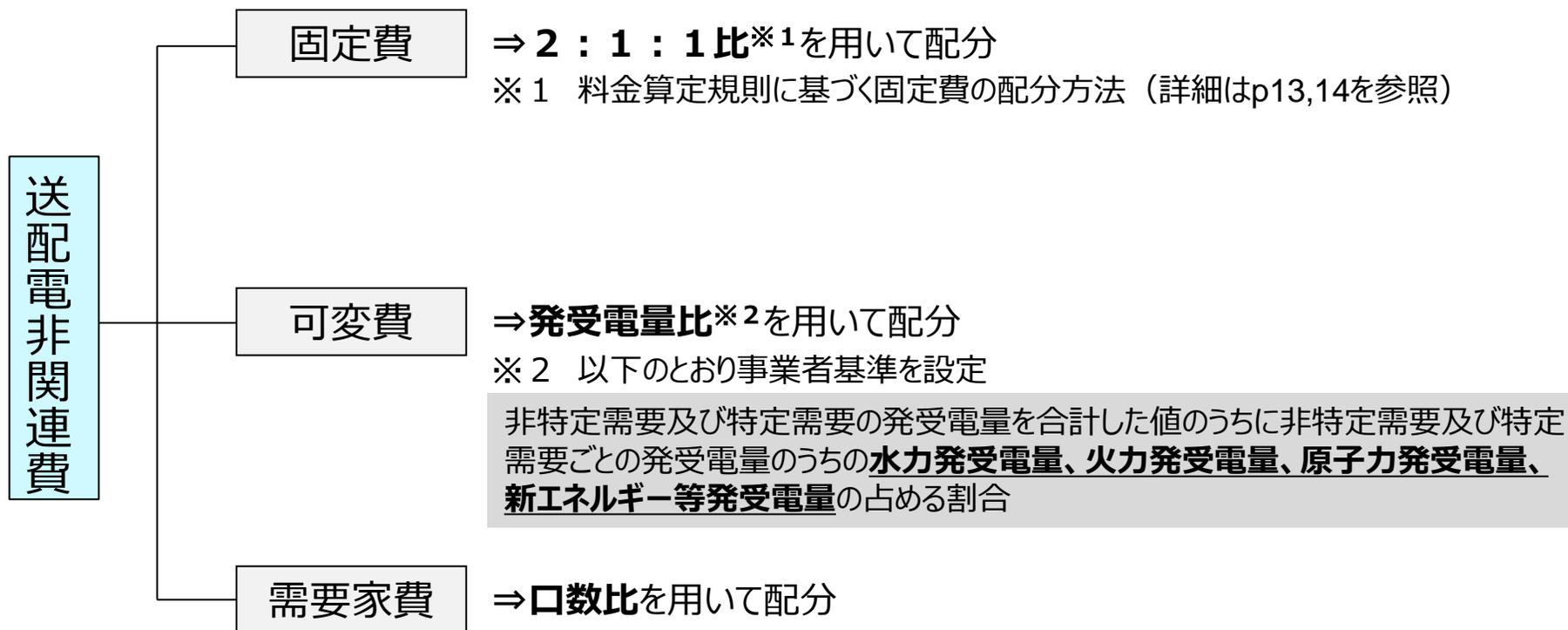
- 燃料費
- 使用済燃料再処理等抛出金発電費
- 購入電力料のうち電力量料金
- 消耗品費のうち50%\*

※消耗品費（事務用品や発電所の潤滑油脂費等）は、固定費と可変費双方の要素を持つが、厳密な区分は困難であるため、固定費と可変費の比が1：1となるように配分

**特定小売供給約款料金算定規則 第8条**

- 1 事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し・・・（以下省略）
- 2 事業者は、前項第二号に掲げる基準について、当該事業者の実情に応じた基準を定め、当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。

- 各需要種別への原価配分については、料金算定規則に基づき、固定費、可変費、需要家費ごとに、以下の比率を用いて非特定需要・特定需要へ配分。



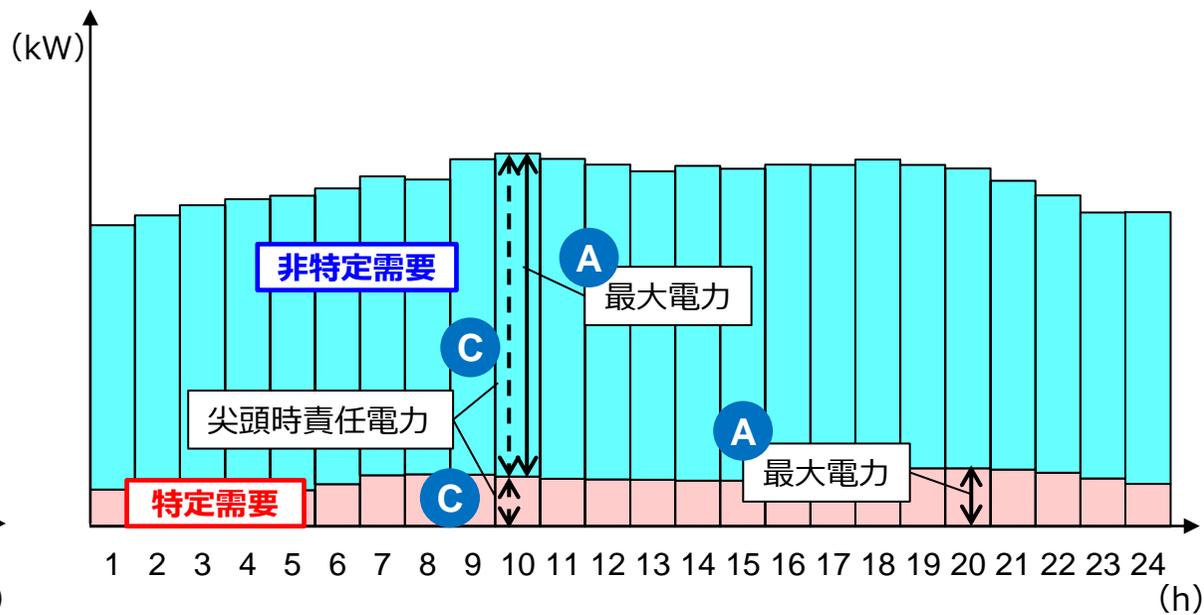
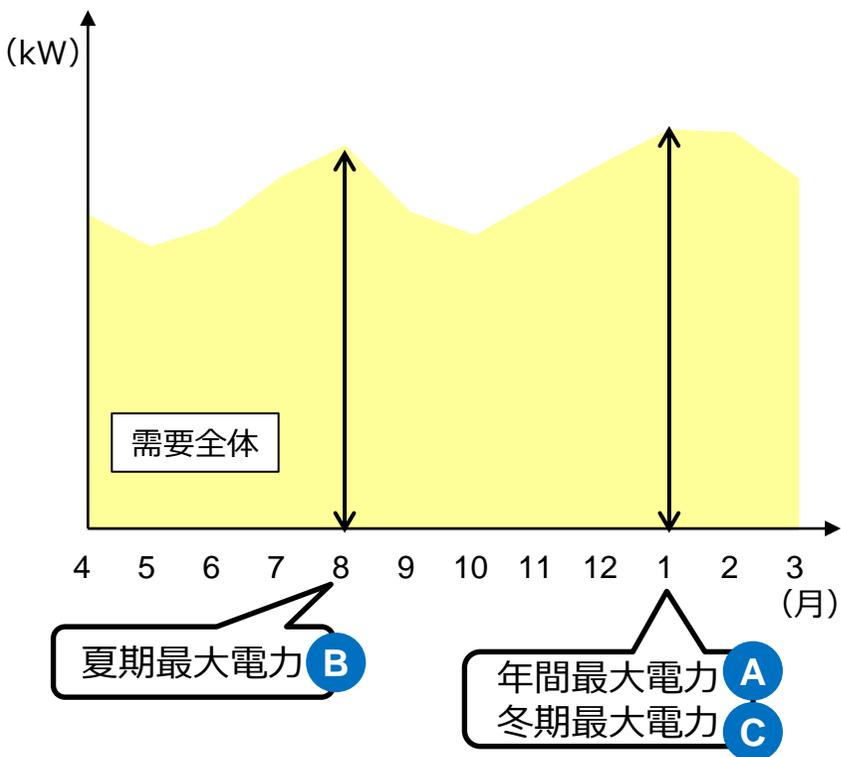
#### 特定小売供給約款料金算定規則 第10条

事業者は、第七条の規定により整理された**需要家費の合計額**、第八条第一項又は第三項の規定により整理された**送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額**及び**送配電非関連可変費の合計額**を、それぞれ、次項に定めるところにより、**非特定需要および特定需要ごとに**、配分することにより整理しなければならない。

•  $2 : 1 : 1$  配分比率 (%) = (最大電力ウェイト **A** × 2 + 夏期尖頭時責任電力ウェイト **B** × 0.5 + 冬期尖頭時責任電力ウェイト **C** × 0.5 + 発受電量ウェイト × 1) ÷ 4

【月別最大電力イメージ】

【2 : 1 : 1比の算定諸元イメージ（冬期・1月）】



- 最大電力 …年間最大電力発生日（冬期）における需要種別の最大需要（特定需要の場合は20時）
- 尖頭時責任電力 …夏期・冬期の最大電力発生日（冬期の場合は1月10時、夏期の場合は8月15時）における需要種別の需要電力

## 【送配電非関連固定費の配分比率】 (2023~2025年度平均の想定値)

	最大電力 (10 <sup>3</sup> kW) <b>A</b>	尖頭時責任電力 (10 <sup>3</sup> kW)		発受電電力量 (10 <sup>6</sup> kWh)
		夏期 <b>B</b>	冬期 <b>C</b>	
非特定需要	10,326 (84.632%)	9,895 (85.641%)	10,326 (86.526%)	62,920 (86.701%)
特定需要	1,875 (① <b>15.368%</b> )	1,659 (② <b>14.359%</b> )	1,608 (③ <b>13.474%</b> )	9,651 (④ <b>13.299%</b> )
合計	12,201	11,554	11,934	72,571

(2 : 1 : 1 比率の算定)

特定需要 (低圧規制) 配分比率

$$(\textcircled{1}15.368\% \times 2 + \textcircled{2}14.359\% \times 0.5 + \textcircled{3}13.474\% \times 0.5 + \textcircled{4}13.299\%) / 4 = \underline{\underline{14.488\%}}$$

- はじめに、冬期／夏期別に供給計画向けのH3最大電力を作成。想定精度を高める観点から、低圧～特高の合計である全系のピークデマンド（kW・1時間値）を先に作成。【①】
- 次に、①とは別に、小売メニュー別に、想定電力量とスマートメーターの実測値に基づく時間別の電力需要比率に基づき最重負荷日におけるロードカーブを作成し、これらを積み上げることで電圧別（規制／自由別）のロードカーブ比率を算定。【②・③・④】
- 最後に、①と④により①の全系最大電力に対する電圧別（規制／自由別）のロードカーブと最大電力を算定。【⑤・⑥】

①供給計画向けの最大電力（全系値）	月間電力量やH3日量比率※1、H3日負荷率※2を用い、冬期および夏期の最大電力を算出（冬期は1月、夏期は8月に発生。冬期が年間最大電力）
-------------------	--

※1 月間の電力量に占める最大電力発生日の日電力量の比率 ※2 H3発生日の最大電力に対する平均日量の比率

②料金メニュー別の電力量	料金メニュー別に作成した想定月間電力量
--------------	---------------------

③料金メニュー別の時間別電力需要比率	スマートメーターの実測値に基づく、冬期（1月）と夏期（8月）における最大電力発生日の時間別（1時～24時）の電力需要比率を算出
--------------------	---

④料金メニュー別のロードカーブ	・料金メニュー別にH3ロードカーブを算出 →電圧別（規制／自由別）・時間帯別にデマンド（kW）を積み上げ
-----------------	---

⑤2：1：1向けロードカーブ	①と④により時間別・電圧別（規制／自由別）に配分し、①に対応するロードカーブを作成
----------------	---

⑥2：1：1配分諸元（電圧別・規制／自由別）	「年間最大電力発生日の電圧別最大電力」、 「冬期最大電力（1月10時）」、「夏期最大電力（8月15時）」を抽出
------------------------	--

## [保留原価の整理]

(単位：億円)

		省令条文	金額	固/可区分	配分比率
①原子力廃止関連仮勘定償却費		11条	24	固定費	2 : 1 : 1 比
②賠償負担金相当収益			▲20	固定費	2 : 1 : 1 比
③廃炉円滑化負担金相当収益			▲36	固定費	2 : 1 : 1 比
④一般販売費		12条	316	固/可/需	原価比
第一次 追加項目	⑤電気事業雑収益	13条	▲105	固/可/需	原価比
	⑥預金利息		▲0	固/可/需	原価比
第二次 追加項目	⑦事業税	14条	185	固/可/需	原価比
	⑧電力費振替勘定 (貸方)		▲1	固/可/需	原価比
合計			364	-	-

保留原価配分前の固有費比率

保留原価配分前の固有費  
+ ①～④の合計の比率

保留原価配分前の固有費  
+ ①～⑥の合計の比率

## 特定小売供給約款料金算定規則 第15条

事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、非特定需要及び特定需要ごとに整理しなければならない。

## 7.今回申請原価の具体的配分結果

- 送配電非関連費の規制（特定需要）・自由化（非特定需要）両部門への原価配分結果は、以下のとおり（規制：自由＝14%：86%）である。
- なお、原価には、燃料費のように販売電力量によって変動する費用（可変費）に加え、修繕費のように販売電力量にかかわらず必要な費用（固定費）などが含まれるため、配分結果は販売電力量比率（規制：自由＝13%：87%）とは一致しない。

### 【費目別の規制・自由配分結果】

(億円, 億kWh)

	合計	規制 (特定)	自由 (非特定)
人件費	459	91 (20%)	368 (80%)
燃料費	11,299	1,503 (13%)	9,796 (87%)
修繕費	868	127 (15%)	741 (85%)
減価償却費	971	141 (15%)	830 (85%)
事業報酬	660	115 (17%)	545 (83%)
購入電源費	8,963	1,201 (13%)	7,762 (87%)
公租公課	481	70 (15%)	411 (85%)
その他	▲5,921	▲713 (12%)	▲5,209 (88%)
計	17,779	2,535 (14%)	15,244 (86%)
販売電力量	688	89 (13%)	599 (87%)

… 発受電量 (kWh) 比※

※送電ロス差により販売電力量比と完全には一致しない

(注：料金算定規則上は費目別の規制・自由配分は行っていないため、料金算定規則上のルールに準じて算定したもの)

### (例) 修繕費

(億円)

	合計	規制 (特定)	自由 (非特定)
電源費・給電費	862	125 (14%)	737 (86%)
需要家費	2	2 (71%)	1 (29%)
一般販売費	3	0 (14%)	3 (86%)
計	868	127 (15%)	741 (85%)

… 2:1:1比 (一部発受電量比)

… 口数比

… 原価比